

事 務 連 絡  
平成18年8月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

#### 中国産鰻の取扱いについて

標記については、平成18年7月18日付け事務連絡に基づき対応してきたところですが、平成18年8月22日付け食安輸発第0822003号により、広東省及び上海市の養殖場で養殖された鰻については、エンドスルファンに係る検査命令の対象としたところですが、

については、検査命令対象外の中国産鰻に対しては、引き続き、輸入者及び養殖場毎に、初回輸入時に貨物を保留の上、エンドスルファンに係る自主検査を実施するよう輸入者への指導方よろしくお願いします。

なお、平成18年7月18日付け事務連絡、平成18年7月24日付け事務連絡の鰻及びどじょうの加工品に係る部分及び平成18年7月26日付け事務連絡については、廃止します。